概要版

第3次
岩沼市地域福祉活動計画
（令和8年度～令和12年度）

基 本 理 念

みんなでつくる　福祉のまち　いわぬま

我が事としてお互いに思いやりの心を持ち、一人ひとりが役割を担い、共に支え合い、これからもこのまちに住み続けたいと思える “誰もが幸せを感じるまち　いわぬま” をみんなで作っていきましょう。

基 本 方 針

◎福祉の心を育み幸せづくりをみんなで共に

子どもから大人まで、誰もが幸せを実感できるよう、福祉学習やボランティア活動などを通して思いやりの心を育むことを、みんなで共に取り組んでいきましょう。

◎誰もが主役になれる居場所をみんなで共に

一人ひとりが役割を担い、自分の居場所が実感できるよう、社会を構成するすべての人が尊厳をもって社会の一員として参画・交流することのできる地域共生社会の実現に向けて、みんなで共に取り組んでいきましょう。

◎地域の思いを大切に支え合いをみんなで共に

一人がみんなを支え、みんなが一人を支え、一人の思い、みんなの思い、地域の思いを形にできるよう、相談や各種事業を通して支え合うことを、みんなで共に取り組んでいきましょう。

岩沼市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふくにゃん

社会福祉法人　岩沼市社会福祉協議会

〒989－2427　宮城県岩沼市里の杜三丁目4番15号
TEL（0223)29－3711　FAX（0223)29－3341
ホームページ　https://www.iwashakyo.or.jp/　　メール　qq2f7da9@wonder.ocn.ne.jp

推 進 目 標

①気軽に参加できる地域づくりの充実　（地域住民・町内会・団体　支援）

1. 地域や居場所づくり支援の充実

住み慣れた地域において、子どもや高齢者、障害の有無にかかわらず、すべての住民が安心して生き生きとした人生を送ることができる、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを支援します。

地域において気軽に参加できる場がさらに増えるよう、サロンの立ち上げや運営支援、講師やボランティアの派遣、助成金の交付やレクリエーション用具の貸出による支援を継続して実施するとともに、サロン等の情報収集に努め、町内会等へ情報提供を行うなど、居場所づくりを支援します。

2. 町内会支援の充実

住民が主体となって地域の支え合い・助け合いが推進されるよう、市民福祉フォーラム事業等を開催するとともに、町内会の交流の機会や防災活動の一助となるよう、町内会支援事業を実施します。

3. 団体支援の充実

岩沼市共同募金委員会、岩沼市老人クラブ連合会、岩沼市民生委員児童委員協議会の団体事務では、地域福祉の推進を図る募金活動、生きがいづくりや健康づくりを行う老人クラブ活動、地域の見守りや相談援助を行う民生委員活動を支援することで、岩沼市内の地域福祉の推進に努めます。

【実施事業】

- ○町内会支援事業
- ○地域交流支援事業
- ○遊具等無料貸出事業
- ○車いす無料貸出事業
- ○善意銀行設置運営事業
- ○ふれあい福祉センター相談事業
- ○ふれあいの広場事業
- ○市民福祉フォーラム事業
- ○団体事務（共同募金委員会・老人クラブ連合会・民生委員児童委員協議会）

②地域を支えるボランティア育成と活動支援の充実　（ボランティア　支援）

1. ボランティア育成の推進

ボランティア活動を身近に意識し、市民一人ひとりが社会における役割を見出し、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、ボランティア養成講座等を通して、ボランティアの育成に努めるとともに地域を支える人材の育成に努めます。

また、頻繁に災害が発生している状況を踏まえ、平時から災害の発生に備え、地域において支援活動を行う災害ボランティアの育成に努めます。

2. ボランティア活動支援の充実

ボランティア活動が推進されるよう、社協だよりや SNS 等を有効に活用し、情報提供を積極的に行うとともに、情報交換やネットワークづくり等支援内容を充実させ個人や団体のボランティア活動を支援します。

3. ボランティアセンター機能（仕組み）の充実

地域や関係機関と連携して生活の不安や困りごとなどのニーズの把握に努めるとともに、ボランティア登録制度をさらに推進し、ボランティアを必要としている方とボランティア活動を希望する方との調整機能の充実を図ります。

また、災害ボランティアセンターの運営や支援活動が円滑に行えるよう、岩沼市をはじめ県内外の社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携体制の整備・強化に努めます。

【実施事業】

- ○ボランティアセンター事業
- ○災害ボランティアセンター事業

③地域で学び合う福祉学習の充実　（児童・生徒　支援）

1. 継続的な福祉学習・福祉教育の実践

小中学校を福祉教育実践普及校に指定し、各学校において地域の実態に合った福祉教育活動を実践していただく環境を整えるとともに、福祉的な視点から地域や関係機関と連携した福祉教育のメニューの提案や「ふくしのまなびサポーター」との車いす体験や白杖体験等の体験型学習の支援に取り組みます。

2. 地域の中で福祉に触れる機会の充実

児童生徒に早い段階からボランティア体験や当事者と接する機会を提供することにより、地域での支え合い、助け合いの心を育み、積極的にボランティア活動や地域福祉活動に関わる人材の育成に取り組みます。

3. 地域共生社会への理解と認め合える心を育む

小中学校や関係機関とさらに連携を強化し、児童生徒が自分達も地域共生社会の一員であることの認識や理解を深め、相手の立場になって考え行動できる思いやりの心が育まれるよう取り組みます。

【実施事業】

〇福祉作文募集事業
〇福祉（体験）学習事業
〇小・中学生ボランティア体験事業
〇福祉教育実践普及校指定事業

④高齢者を支える相談・生活支援の充実　（高齢者　支援）

1. 生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、引き続き交流の場や情報交換の場、生きがいづくりの場を提供するとともに、岩沼市や関係機関、団体と連携し生活支援に努めます。

2. 相談支援の充実

高齢者が日々の生活の中での相談が気軽にできるよう、社協だよりやSNSを通じて、相談窓口の情報提供に努めます。また、民生委員や地域福祉推進員と連携し、気になる高齢者の情報収集に努めます。相談については、居宅介護支援事業や地域包括支援センターの本会内の連携はもとより、他の地域包括支援センター、各相談機関との連携をさらに強化し、相談支援の充実に努めます。

3. 介護保険サービスの充実

介護保険サービスにおいても、提供するサービスの向上に努めるとともに、地域におけるセーフティネット機能としての役割も担う福祉サービス事業を継続します。さらに、認知症になっても地域で生活できるよう、また、要介護又は要支援状態にある高齢者に質の高い介護保険サービスが提供できるよう、デイサービスセンターさとのもり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの連携を強化し、介護保険サービスの充実に努めます。

【実施事業】

〇高齢者支援事業
〇指定居宅介護支援事業所運営事業
〇岩沼市デイサービスセンターさとのもり運営事業
〇生活支援体制整備事業
〇岩沼市敬老のつどい事業
〇岩沼市家族介護教室事業
〇高齢者等世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
〇要介護認定調査事業
〇岩沼市避難行動要支援者個別避難計画作成事業
〇地域包括支援センター運営事業（岩小学区）
〇日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

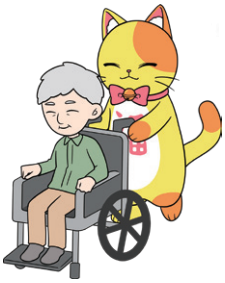

⑤障害児・者を支える相談・生活支援の充実（障害児・者　支援）

1. 計画相談支援の充実

障害児・者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、適切な福祉サービスを利用することが重要です。数多くある福祉サービスから自分に合ったものを選択し組み合わせていくことは簡単なことではありません。計画相談支援では、障害児・者一人ひとりの意思を確認し、生活状況に応じた福祉サービスの利用計画を作成するとともに、その実現に向けた支援を行い、利用者が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。

2. 障害児者等相談支援の推進

障害児・者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な援助を行います。また、計画相談支援の対象にならない事例等への継続的な対応やアウトリーチを含め、担当地域の「相談の入口（総合相談窓口）」として幅広く対応できるよう支援に努めます。

3. 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が低下しても安心した生活が続けられるよう、福祉サービス利用に関する相談・助言や、それに伴う日常的な範囲の金銭管理や生活変化の見守りを、宮城県社会福祉協議会と連携を強化し実施します。

【実施事業】

〇指定相談支援事業所運営事業
〇岩沼市障害児者等相談支援事業
（南小学区及び玉小学区）
〇日常生活自立支援事業
（まもりーぶ）

⑥生活困窮者を支える相談・生活支援の充実（生活困窮者　支援）

1. 相談機能の充実

相談支援については、定例会等を通して他の相談機関や相談員同士の連携をより強化するとともに、各種制度と連動することにより相談機能を充実・強化します。

生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業や愛の福祉短期貸付金貸付事業の連携をさらに強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

2. 生活困窮者への自立相談支援の充実

生活困窮者に対し様々な視点を持って相談対応を行い、本人の状況や意思を十分に確認した上で、自立相談支援を実施するとともに、支援の効果を定期的に評価しながら自立までを包括的・継続的に支援します。また、必要な情報や専門的な助言を行い、早期に生活を再生するための支援に努めます。

大規模災害等が発生した場合にも、岩沼市をはじめ宮城県社会福祉協議会、関係機関・団体等と連携し、被災等により一時的に生活困窮となった世帯へ緊急小口資金等の貸付相談を通して支援に努めます。

3. 生活困窮者を支えるネットワークの強化

生活困窮者に対し安定した生活を維持できるよう、関係機関や子ども食堂等の団体と連携して各種支援事業・制度を活用し、自立に向けた相談支援を行います。

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期発見し、問題解決が図られるよう関係機関とのネットワークのさらなる強化・構築に努めます。

【実施事業】

〇愛の福祉短期貸付金貸付事業
〇歳末たすけあい配分金事業
〇岩沼市生活困窮者自立支援事業
〇生活福祉資金貸付事業

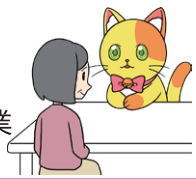

⑦地域を支えるための基盤強化　（法人運営）

1. 広報啓発活動の充実

社協だよりやホームページの内容の充実に努め、特に相談窓口の周知、本会活動のPR、各種講座の案内やボランティアに関する情報提供に力を入れて取り組みます。また、公式LINEを活用した情報発信、さらには、初期相談等に対応できるよう整備に努めます。

地域福祉を推進するためには、市民の協力が必要不可欠です。本会の活動をより身近に感じてもらえるよう、様々な機会を捉え情報提供や活動のPRに努めます。

2. 職員の資質の向上

地域福祉を推進するためには、職員一人ひとりの知識、技術、対応力等をさらに向上させていく必要があります。そこで、職場での日常業務を通じて、上司や先輩が部下や後輩に知識やスキルを伝えるOJT、職責や職務に応じた研修を通じて職員の資質向上を図るとともに、職員へのコンプライアンスの徹底に努めます。

3. 地域福祉活動計画の周知・進行管理

地域福祉活動計画の進行管理については、第2次計画における事業の進捗状況を踏まえ、関係機関・団体並びに市民の代表などの協力を得ながら事業の評価、見直しを図り、計画の適切な進行管理に努めます。また、市民に対し社協だよりやホームページ等を活用し、計画の周知に努めます。

【実施事業】

〇広報啓発事業　〇地域福祉活動計画推進事業　〇役職員研修事業
〇法人運営事業　〇大規模災害時相互支援協定　〇岩沼市社会福祉大会（5年ごと）